

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	学校教育法等の一部を改正する法律案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	
規制の名称	学校法人の役員の職務及び情報公開等に関する規定の整備 学校法人における特別の利益の供与の禁止に係る対象者の規定	
規制の区分	新設	
担当部局	文部科学省高等教育局私学部私学行政課	
評価実施時期	令和6年4月	
事前評価時の想定との比較	課題を取り巻く社会情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現	事前評価時点から、不祥事防止のより実効性のある措置など、更なる学校法人制度改革の検討が強く要請され、令和5年に私立学校法を改正したが、本規制の趣旨と方向性を同じくするものであり、学校法人のガバナンス改革を行う必要性の高まりは事前評価後も変わっていない。このため、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現は無い。
	ベースラインの検証	本規制を設けない場合には、学校法人の組織経営が十分に強化されないため、適切な事業運営が行われない可能性があり、その結果として、私立学校の教育研究の質の低下を招くおそれがあるとの仮想状況は現在も変わっていないため、ベースラインは事前評価時から変わらない。
	必要性の検証	本規制の必要性は引き続き認められる。
遵守費用	<p>寄附行為及び財産目録等の閲覧開示を行う場合、ホームページ等を通じて公表を行う場合の各学校法人が負担する費用について、一定程度の負担が生じているものと考えられる。各学校法人において、書類の閲覧開示やホームページへの掲載の準備のために必要な時間及び体制等は、学校法人の規模及び設置する学校種等によって大きく異なることから、当該費用を定量化又は金銭価値化したうえで把握することは困難であるものの、仮に1つの学校法人（大臣所轄学校法人）の寄附行為及び財産目録等の閲覧開示を行う事務及び「ホームページ等を通じて公表を行う事務に、担当者1名でそれぞれ2時間（合計4時間）を要するものと仮定すると、大臣所轄学校法人における遵守費用は次のようになる。</p> <p>2,330円（学校法人の事務職員の時給） × 4時間 × 1人 = 9,320円 9,320円 × 670法人（令和3年時点での大臣所轄学校法人の数） = 6,244,400円</p>	
行政費用	事前評価時には想定していなかったものの、今般の学校教育法等の改正による規制の新設及び拡充に伴い、所轄庁において、寄附行為の認可のための審査に要する費用が発生した可能性がある。もっとも、寄附行為の変更は全ての学校法人において必要とされるものではなく、また本規制の導入前と比較して、所轄庁において増加した可能性のある諸経費及び事務負担の内容は各所轄庁によって様々であることから、本規制により生じた費用を定量的に把握することは困難である。	
便益（金銭価値化）の把握	事前評価時に便益推計を行っておらず、把握した効果を金銭価値化することは困難である。	

<p>効果（定量化）の把握</p>	<p>学校法人運営の適正性及び透明性が一層確保されるとともに、学校法人において、その特性である自主性及び公共性を向上させることにつながり、私立学校における教育活動及び研究活動の質の向上が図られたと考えられるが、当該規制に基づき未然に防止されたり、自主的に是正されたりした不適切な法人運営に関する事例やその件数等について把握することは困難であることから、本規制による効果を定量的に把握することは困難である。</p>
<p>副次的な影響及び波及的な影響</p>	<p>本規制による副次的な影響及び波及的な効果は確認できなかった。</p>
<p>把握した費用、効果及び間接的な影響に基づく妥当性</p>	<p>本規制の導入に伴い、遵守費用及び行政費用として一定程度生じているが、学校法人運営の適正性及び透明性が一層確保されるとともに、学校法人において、その特性である自主性及び公共性を向上させることにつながり、私立学校における教育活動及び研究活動の質の向上が図られたと考えられる。 これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回り、今後も同様の便益が発生すると考えられることから、本規制を継続することが妥当である。</p>